

平成 30 年 10 月 2 日

各福祉用具貸与事業所 管理者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課  
事業者指導・指定担当課長

「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての教育・訓練の基本項目」  
等について（お知らせ）

平素より、本市介護保険行政に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、ハンドル形電動車椅子については、主に歩行補助の必要性が高い高齢者の日常的な移動手段として使用されていますが、全国では、平成 20 年から平成 26 年までに、ハンドル形電動車椅子を使用中の死亡・重傷事故が 51 件発生しています。

これらを踏まえ、今般、厚生労働省より「ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能についての教育・訓練の基本項目」について事務連絡がありましたので、お知らせします。

また、これまで、厚生労働省より「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について（通知）」が発出されているところです。

さらに、広島県よりデータ放送を活用した電動車椅子（シニアカー）の安全利用についての周知がなされています。

つきましては、これら事務連絡等にご留意いただき、ハンドル形電動車椅子の安全利用への取組に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、厚生労働省の事務連絡等は、本市ホームページに掲載しています。

《事務連絡等の掲載箇所》

広島市ホームページ（トップページ）>健康・医療・福祉>高齢者・介護>介護>介護保険  
>事業者向け情報>福祉用具・住宅改修>ハンドル形電動車椅子の安全利用について

【 担 当 】

広島市介護保険課事業者指導係

電話：082-504-2183（ダイヤルイン）

Fax：082-504-2136

電子メールアドレス：kaigo@city.hiroshima.lg.jp